

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和4年10月

相模原市人事委員会



4人委局第894号
令和4年10月6日

相模原市議会議長 寺田弘子様
相模原市長 本村賢太郎様

相模原市人事委員会
委員長 伊藤信吾

本委員会は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、一般職の職員の給与等に関して別紙第1のとおり報告し、併せて別紙第2のとおり勧告するとともに、人事行政に関して別紙第3のとおり報告します。

本勧告の実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう要望します。

以上

目 次

別紙第1 職員の給与等に関する報告

1 本市職員の給与等について	1
2 民間従業員の給与等について	4
3 本市職員の給与と民間従業員の給与との比較	6
4 人事院給与勧告の概要	7
5 本年の給与改定等に関する考え方	7
6 給与勧告の速やかな実施	8
(参考)人事院給与勧告の骨子	9

別紙第2 勧告

1 給料	11
2 期末手当及び勤勉手当	11
3 実施時期	12
別記 給料表	13

別紙第3 人事行政に関する報告

1 人材の確保等	
(1)人材の確保	29
(2)人材の育成・活用	30
2 働き方改革と勤務環境の整備	
(1)ワーク・ライフ・マネジメントの実現	31
(2)メンタルヘルス対策	33
(3)ハラスメントの根絶	34
3 公務員を巡る諸課題	
(1)公務員倫理の確保	34
(2)高齢期の雇用の在り方	35

参考資料

第1部 職員給与関係	1
第2部 民間給与関係	23
第3部 公民比較関係	39
第4部 労働経済関係	43
第5部 人事行政関係	47

別紙第 1

職員の給与等に関する報告

人事委員会の給与勧告制度は、職員の労働基本権制約に対する代償措置として、地方公務員法における情勢適応の原則に基づいて、職員の給与等勤務条件を社会一般の情勢に適応した適正なものとする機能を有するものである。

職員の給与については、広く市民の理解を得る必要があり、本委員会が経済・雇用情勢等を反映して決定される民間従業員の給与との精確な比較を行い、他の公務員との均衡を考慮し必要に応じて給与勧告をすることにより、適正な給与水準が確保されると考えている。

本委員会では、昨年の報告及び勧告後も引き続き、第三者機関としての公正かつ中立な立場に立って、本市職員及び市内民間従業員の給与、勤務条件、その他職員の給与決定に関する諸情勢について調査研究を重ねてきた。

その結果について、次のとおり報告する。

1 本市職員の給与等について

本年4月現在における職員の給与等の実態を把握し、職員の給与等を検討する基礎資料とするため、行政職給料表(1)、消防職給料表、医療職給料表、教育職給料表及び学校事務職給料表並びに特定任期付職員給料表適用職員について、「相模原市職員給与等実態調査」を実施した。

主な調査結果は、次のとおりである。

(1) 職員構成

ア 適用給料表別職員数 (単位：人)

適用給料表		令和4年	令和3年
調査対象職員	行政職給料表(1)	3,445	3,479
	消防職給料表	736	734
	医療職給料表	12	12
	教育職給料表	2,554	2,594
	学校事務職給料表	94	95
	特定任期付職員給料表	1	—
合計		6,842	6,914
行政職給料表(2)		267	285
全職員合計		7,109	7,199

イ 適用給料表別平均年齢 (単位：歳)

適用給料表	令和4年	令和3年
行政職給料表(1)	40.0	39.6
消防職給料表	37.2	37.0
医療職給料表	54.8	53.8
教育職給料表	38.5	38.5
学校事務職給料表	36.6	36.3

(2) 給与の支給状況

ア 適用給料表別平均給与月額 (単位：円)

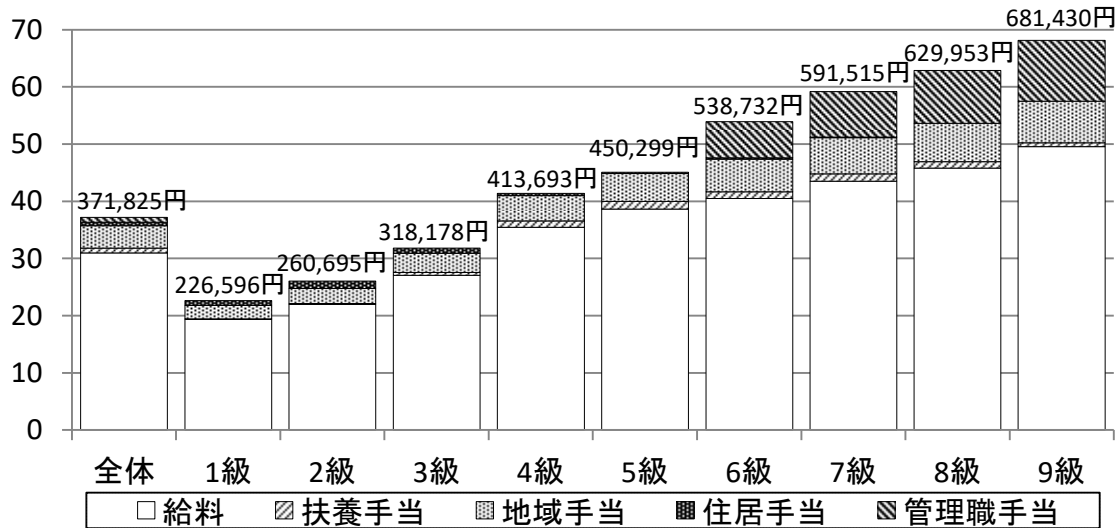
適用給料表	令和4年	令和3年	増減額
行政職給料表(1)	371,825	369,607	2,218
消防職給料表	380,990	379,218	1,772
医療職給料表	855,973	858,923	△2,950
教育職給料表	411,260	409,391	1,869
学校事務職給料表	324,234	313,007	11,227

イ 行政職給料表(1)適用職員の平均給与額の内訳 (単位：円)

項目	令和4年	令和3年	増減額
給料	309,861	307,762	2,099
扶養手当	7,999	7,959	40
地域手当	39,164	38,924	240
住居手当	6,285	6,314	△29
管理職手当	8,507	8,648	△141
その他	9	0	9

図 行政職給料表(1) 級別平均給与月額の内訳

(万円)



【参考資料 第1表から第3表まで(2～19頁)】

(3) 諸手当の支給状況

項目	支給されている職員		平均手当額
扶養手当	2,738人	40.0%	20,585円
住居手当	1,703人	24.9%	26,989円
管理職手当	681人	10.0%	71,750円

【参考資料 第4表から第6表まで(20、21頁)】

2 民間従業員の給与等について

本年4月現在における民間従業員の給与等の実態を把握し、職員の給与等を検討する基礎資料とするため、人事院及び都道府県市特別区人事委員会と共同して「令和4年職種別民間給与実態調査」を実施した。

この調査は、市内民間事業所のうち、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上で、公務に類似する産業に属する202事業所を対象とするもので、調査に当たっては、対象となる事業所を産業、企業規模及び組織(本・支店の別)によって7層に層化し、これらの層から人事院が無作為に抽出した80事業所を実地調査した。なお、一昨年、昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

調査の重要性に対する民間事業所の理解と協力を得て、調査を行った結果、80事業所に対する調査完了率は85.0%となっており、給与等について調査した民間従業員の調査実人員は3,271人(事務・技術関係職種の調査実人員は3,135人)となった。

主な調査結果は、次のとおりである。

(1) 平均給与月額等

民間従業員の平均給与月額等について、企業規模別、職種別、学歴別に集計をした。

その金額等の詳細は、参考資料第8表のとおりとなっている。

【参考資料 第8表(26～34頁)】

(2) 平均初任給額等

新卒事務員と新卒技術者を合算した平均初任給額は、大学卒で209,648円、短大卒で185,896円、高校卒で176,957円となっている。

また、新卒者の採用を行った事業所は、大学卒で34.9%、高校卒で23.5%となっており、採用を行った事業所のうち、初任給を増額した事業所は、大学卒で35.5%、高校卒で41.4%、初任給を据

え置いた事業所は、大学卒で60.3%、高校卒で58.6%、初任給を減額した事業所は、大学卒で4.2%となっている。

【参考資料 第9表及び第10表(35頁)】

(3) 扶養手当

扶養手当(家族手当)を支給している事業所は、72.3%となっており、その平均支給月額、配偶者のみの場合13,254円、配偶者と子1人の場合18,955円、配偶者と子2人の場合24,168円となっている。

【参考資料 第11表(36頁)】

(4) 特別給(ボーナス)

賞与等の特別給については、昨年8月から本年7月までの1年間に、平均所定内給与月額(事業所におけるきまって支給する給与の支給総額から時間外勤務手当等実績に応じて支給される手当の総額を除いた額)の4.40月分が支給されている。

また、昨年の冬季賞与について賞与支給額のうち考課査定分の占める割合は、一般の係員で47.8%、課長級で54.7%、部長級で52.9%となっている。

【参考資料 第12表及び第13表(36、37頁)】

(5) 給与改定の状況

一般の係員についてベースアップを実施した事業所は33.1%で、ベースダウンを実施した事業所はなかった。

また、一般の係員について定期昇給を実施した事業所は89.4%、昇給額を増額した事業所は16.5%、減額した事業所は11.0%となっている。

【参考資料 第14表(37頁)】

3 本市職員の給与と民間従業員の給与との比較

本年の「相模原市職員給与等実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の調査結果に基づき、職員の給与と民間従業員の給与との比較(公民比較)を行った。

比較結果は、次のとおりである。

(1) 月例給

月例給の比較に当たっては、本市の事務・技術職である行政職給料表(1)適用職員と民間従業員のうち事務・技術関係職種の従業員とを比較することとし、比較対象とする月例給の範囲は、職員については4月に支給された給料、扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当及び単身赴任手当(基礎額)を合計した給与額、民間従業員については4月分のきまって支給する給与の額から時間外勤務手当等実績に応じて支給される手当及び通勤手当の額を除いた給与額とした。

また、比較方法には、職員の人数を基準としたラスパイレス方式を採用した。ラスパイレス方式は、給与決定上の主要な要素である役職段階、学歴、年齢階層別の職員の平均給与額と、これと条件を同じくする民間従業員の平均給与額のそれぞれに市職員数を乗じた額を算出し、両者の水準を比較するものである。

この方法によって公民比較を行った結果、次のとおり、職員の給与が民間従業員の給与を849円(0.23%)下回っている。

給 与 の 比 較

民間従業員の給与 (A)	職員の給与 (B)	較 差 (A) - (B)
375,455円	374,606円	849円

※新規学卒者については、別途初任給の調査を行っているため、比較には含まれていない。

なお、月例給の比較方法、公民比較における役職段階の対応関係及び

比較給与の範囲の詳細については、参考資料39頁、40頁のとおりである。

(2) 特別給(ボーナス)

民間従業員に対し、昨年8月から本年7月までの1年間に支給された賞与等の特別給が、平均所定内給与月額は何月分に相当するかを調査し、これと条例で定められた本市職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数の合計を比較した結果、次のとおり、職員の年間支給月数が民間従業員の年間支給月数を0.10月分下回っている。

特 別 給 の 比 較

民間従業員の支給月数 (A)	職員の支給月数 (B)	差 (A) - (B)
4.40月分	4.30月分	0.10月分

なお、特別給の比較方法については、参考資料41頁のとおりである。

4 人事院給与勧告の概要

人事院は、本年8月8日、国会及び内閣に対して、一般職の国家公務員の給与について報告し、併せて給与の改定について勧告を行った。

その概要は、9、10頁のとおりである。

5 本年の給与改定等に関する考え方

(1) 月例給

公民比較を行った行政職給料表(1)については、前記3(1)のとおり、職員の給与が民間従業員の給与を849円(0.23%)下回っている状況にあり、民間従業員の給与との均衡を図るため、給料表の引上げ改定を行うこととする。

なお、職員の初任給が民間従業員の初任給を下回っていること及び国との均衡を勘案し、高校卒の初任給を5,500円、大学卒の初任給を3,000円それぞれ引き上げることとし、これを踏まえ、1級から4級までの若手職員が在職する号給について、所要の改定を行う。

消防職給料表、教育職給料表及び学校事務職給料表については、行政職給料表(1)との均衡を考慮した引上げ改定を行うこととし、医療職給料表及び特定任期付職員給料表については、職務の特殊性や人材確保の観点から、人事院勧告の内容に準じて引上げ改定を行うこととする。

(2) 期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当については、職員の年間支給月数が民間従業員の年間支給月数を下回っているため、0.10月分引き上げ、4.40月分とする。

支給月数の引上げ分は、人事院勧告及び民間の支給状況を勘案して、勤勉手当に配分することとし、本年度については、12月期の勤勉手当を0.10月分引き上げ、令和5年度以降においては、6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるよう支給月数を定めることとする。

また、再任用職員及び特定任期付職員については、人事院勧告の内容に準じて支給月数を引き上げることとする。

6 給与勧告の速やかな実施

冒頭で述べたとおり、地方公務員法に定められた給与勧告制度は、職員の労働基本権制約に対する代償措置として、適正な給与等勤務条件を確保する機能を有し、中立的な人事行政の専門機関である人事委員会の権限とされているものである。

市議会及び市長におかれては、このような給与勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、勧告を速やかに実施されるよう要請する。

(参考) 人事院給与勧告の骨子

I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・公務の給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

II 民間給与との比較に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

<月例給> 公務と民間の4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

○民間給与との較差 921円 (0.23%)

〔行政職俸給表(一)適用職員…現行給与 405,049円、平均年齢 42.7歳〕

〔改定の内訳：俸給 818円 はね返り分(注)103円〕 (注)俸給の改定により諸手当の額が増減する分

<ボーナス> 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の平均支給月数を比較

○民間の支給割合 4.41月〔公務の平均支給月数 4.30月〕

2 給与改定の内容と考え方

<月例給>

○ 俸給表

① 行政職俸給表(一)

民間企業における初任給の動向等を踏まえ、総合職試験及び一般職試験(大卒程度)に係る初任給を3,000円、一般職試験(高卒者)に係る初任給を4,000円引上げ。これを踏まえ、20歳台半ばに重点を置き、初任の係長級の若手職員にも一定の改善が及ぶよう、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について改定

(平均改定率：全体 0.3%[1級 1.7%、2級 1.1%、3級 0.2%、4級・5級 0.0%、6級以上は改定なし])

② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定(専門スタッフ職俸給表及び指定職俸給表は改定なし)

<ボーナス>

民間の支給状況に見合うよう引上げ 4.30月分→4.40月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分。その一部を用いて上位の成績区分に係る原資を確保

(一般の職員の場合の支給月数)

		6月期		12月期	
令和4年度	期末手当	1.20月	(支給済み)	1.20月	(改定なし)
	勤勉手当	0.95月	(支給済み)	1.05月	(現行0.95月)
5年度以降	期末手当	1.20月		1.20月	
	勤勉手当	1.00月		1.00月	

<実施時期>

- ・月例給：令和4年4月1日
- ・ボーナス：法律の公布日

3 その他の取組

(1) 博士課程修了者等の初任給基準の見直し

博士課程修了者等の処遇を改善するため、本年中に初任給基準の改正を行い、令和5年4月から実施

(2) テレワークに関する給与面での対応

テレワークの実施に係る光熱・水道費等の職員の負担軽減等の観点から、テレワークを行う場合に支給する新たな手当について、具体的な枠組みを検討

4 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備

能率的で活力があり、一人一人が躍動できる公務組織の実現に向けて、公務員人事管理に関する報告で述べた様々な取組を進める中で、給与面においても、下記の課題に対応できるよう、給与制度のアップデートに向けて一体的に取組

令和5年に骨格案、令和6年にその時点で必要な措置の成案を示し、施策を講ずることを念頭。また、定年引上げ完成を見据えた更なる措置等に向けて、その後も対応

【給与上対応すべき課題】

- ・若い世代の誘致・確保
- ・積極的な中途採用や機動的で柔軟な配置・登用のニーズ
- ・採用者の年齢・経歴や採用後のキャリアパスの多様化
- ・働き方が多様化する中での職員の活躍支援や公務組織の全国展開の体制確保等の要請

→

【取組事項】

- ・若年層を始めとする人材の確保等の観点を踏まえた公務全体のあるべき給与水準
- ・多様な人材の専門性等に応じた給与の設定
- ・65歳定年を見据えた60歳前・60歳超の給与カーブ
- ・初任層、中堅層、管理職層などキャリアの各段階における能力・実績や職責の給与への的確な反映
- ・定年前再任用等をめぐる状況を踏まえた給与
- ・社会や公務の変化に応じた諸手当の見直し

別紙第2

勸告

本委員会は、本市職員の給与について、次のとおり勧告する。

1 給料

行政職給料表(1)、消防職給料表、医療職給料表、教育職給料表及び学校事務職給料表並びに特定任期付職員給料表を別記のとおり改定すること。

2 期末手当及び勤勉手当

次の表に掲げる支給割合とすること。

(1) 令和4年12月期の支給割合 (単位：月分)

	再任用職員以外の職員			再任用職員	
	一般職員	特定幹部職員	特定任期付職員	一般職員	特定幹部職員
期末手当	1.2	1.0	1.675	0.675	0.575
勤勉手当	1.05	1.25	-	0.5	0.6

(2) 令和5年6月期以降の支給割合 (単位：月分)

		定年前再任用短時間勤務職員以外の職員			定年前再任用短時間勤務職員	
		一般職員	特定幹部職員	特定任期付職員	一般職員	特定幹部職員
6月期	期末手当	1.2	1.0	1.65	0.675	0.575
	勤勉手当	1.0	1.2	-	0.475	0.575
12月期	期末手当	1.2	1.0	1.65	0.675	0.575
	勤勉手当	1.0	1.2	-	0.475	0.575

3 実施時期

1については、令和4年4月1日から実施すること。2の(1)については、令和4年12月1日から実施すること。2の(2)については、令和5年4月1日から実施すること。

別記

行政職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	148,100	194,900	228,300	261,000	286,400	316,900	360,900	406,400	456,700
	2	149,200	196,600	229,800	263,000	288,600	319,100	363,500	408,800	459,800
	3	150,400	198,200	231,300	264,800	290,900	321,400	365,900	411,300	462,800
	4	151,500	200,000	232,800	266,900	293,000	323,600	368,500	413,700	465,800
	5	152,600	201,600	234,200	268,600	294,900	325,800	370,600	415,600	468,800
	6	153,700	203,200	235,800	270,500	297,200	327,800	373,100	417,900	471,800
	7	154,800	205,000	237,300	272,500	299,500	330,000	375,500	420,000	474,800
	8	155,900	206,700	238,800	274,400	301,700	332,200	378,000	422,200	477,900
	9	157,000	208,100	240,300	276,400	303,800	334,200	380,500	424,200	480,600
	10	158,400	209,800	241,800	278,300	306,100	336,400	383,200	426,300	483,700
	11	159,700	211,600	243,300	280,300	308,300	338,500	385,800	428,400	486,700
	12	161,000	213,300	244,800	282,300	310,600	340,700	388,500	430,500	489,800
	13	162,100	214,400	246,200	284,000	312,700	342,600	390,800	432,200	492,500
	14	163,500	216,000	247,600	286,100	314,800	344,600	393,100	434,000	494,800
	15	164,900	217,600	249,000	288,100	317,000	346,600	395,300	436,000	497,100
	16	166,400	219,200	250,400	290,100	319,100	348,600	397,700	438,000	499,400
	17	167,400	220,700	251,900	292,100	321,100	350,500	399,500	439,900	501,500
	18	168,700	222,200	253,700	294,100	323,100	352,500	401,500	441,700	502,900
	19	170,000	223,800	255,400	296,200	325,200	354,400	403,400	443,500	504,400
	20	171,300	225,200	257,200	298,200	327,200	356,300	405,200	445,200	505,800
	21	172,500	226,600	258,700	300,200	329,100	358,300	407,100	447,000	507,000
	22	175,000	228,100	260,500	302,300	331,200	360,200	408,900	448,500	508,400
	23	177,400	229,700	262,200	304,300	333,100	362,200	410,700	449,900	509,900
	24	179,800	231,100	263,800	306,400	335,200	364,100	412,600	451,400	511,400
	25	182,100	232,500	265,700	308,100	336,800	366,000	414,400	452,800	512,500
	26	183,600	233,900	267,500	310,200	338,700	367,900	415,900	454,100	513,600
	27	185,200	235,300	269,200	312,300	340,700	369,900	417,400	455,400	514,800
	28	186,800	236,600	271,000	314,300	342,600	371,900	419,000	456,600	516,000
	29	188,100	237,600	272,400	316,200	344,300	373,400	420,600	457,600	517,000
	30	189,800	238,700	274,300	318,200	346,200	375,200	421,900	458,300	517,900
	31	191,600	239,800	276,200	320,200	348,100	377,000	423,200	459,100	518,800
	32	193,300	241,000	277,900	322,300	349,900	378,600	424,400	459,800	519,700
	33	194,800	242,300	279,600	323,800	351,700	380,400	425,600	460,500	520,500
	34	196,300	243,600	281,500	325,800	353,500	381,800	426,900	461,300	521,400
	35	197,600	244,800	283,300	327,800	355,300	383,300	428,200	462,000	522,100
	36	199,100	246,100	285,200	329,900	357,000	384,900	429,400	462,600	522,600
	37	200,400	246,900	286,800	331,800	358,400	386,300	430,600	463,100	523,300
	38	201,500	248,300	288,500	333,700	359,700	387,500	431,400	463,700	523,900
	39	202,800	249,700	290,300	335,700	361,100	388,700	432,200	464,300	524,700
	40	204,000	251,100	292,100	337,600	362,500	389,800	433,000	464,900	525,300
	41	205,100	252,400	293,700	339,400	363,800	390,900	433,600	465,400	525,800
	42	206,300	253,700	295,400	341,300	364,700	392,100	434,300	465,900	
	43	207,600	255,000	297,000	343,100	365,800	393,300	435,000	466,300	
	44	208,800	256,300	298,600	345,000	366,900	394,400	435,700	466,600	

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
以外の職員	45	209,700	257,200	300,300	346,500	367,700	395,100	436,500	466,900	
	46	210,800	258,500	302,000	347,900	368,600	395,800	437,300		
	47	212,000	259,900	303,600	349,400	369,500	396,500	437,700		
	48	213,100	261,200	305,300	350,900	370,400	397,200	438,400		
	49	214,000	262,500	306,400	352,500	371,300	397,800	438,900		
	50	214,900	263,600	307,900	353,300	372,100	398,400	439,300		
	51	215,900	264,900	309,500	354,500	372,900	398,900	439,700		
	52	216,800	266,200	311,100	355,500	373,700	399,300	440,100		
	53	217,700	267,200	312,700	356,400	374,400	399,700	440,500		
	54	218,500	268,300	314,300	357,500	375,100	400,000	440,900		
	55	219,400	269,600	315,900	358,400	375,800	400,300	441,300		
	56	220,200	270,900	317,400	359,500	376,500	400,600	441,600		
	57	220,900	271,900	318,800	360,400	377,000	400,900	441,900		
	58	221,700	272,900	320,000	361,100	377,600	401,200	442,300		
	59	222,500	273,900	321,200	361,800	378,200	401,500	442,600		
	60	223,400	275,000	322,400	362,500	378,900	401,800	442,900		
	61	223,800	276,200	323,100	362,900	379,300	402,100	443,200		
	62	224,700	277,200	324,000	363,500	380,000	402,400			
	63	225,600	278,100	324,800	364,200	380,600	402,700			
	64	226,500	279,100	325,600	364,900	381,200	403,000			
	65	227,200	279,800	326,500	365,200	381,600	403,300			
	66	228,100	280,700	326,900	365,900	382,200	403,600			
	67	229,000	281,500	327,600	366,600	382,800	403,900			
	68	230,100	282,400	328,400	367,300	383,400	404,200			
	69	230,700	283,400	329,200	367,600	383,800	404,400			
	70	231,400	284,200	329,900	368,200	384,300	404,700			
	71	232,000	285,000	330,600	368,900	384,800	405,000			
	72	232,700	285,800	331,300	369,500	385,400	405,300			
	73	233,400	286,500	331,800	369,800	385,900	405,500			
	74	234,000	287,000	332,400	370,400	386,500	405,800			
	75	234,600	287,400	332,900	371,100	387,100	406,100			
	76	235,200	287,900	333,500	371,700	387,700	406,300			
	77	235,600	288,100	333,800	372,100	388,200	406,500			
	78	236,400	288,400	334,300	372,600	388,600	406,700			
	79	237,200	288,600	334,700	373,200	389,000	406,900			
	80	237,900	289,000	335,200	373,700	389,400	407,000			
	81	238,600	289,200	335,600	374,200	389,700	407,100			
	82	239,300	289,400	336,100	374,800	390,000	407,300			
	83	240,000	289,800	336,600	375,300	390,300	407,500			
	84	240,700	290,100	337,100	375,600	390,500	407,600			
	85	241,300	290,400	337,400	376,000	390,700	407,700			
	86	242,000	290,700	337,800	376,500	390,900				
	87	242,700	291,000	338,300	376,900	391,100				
	88	243,400	291,400	338,700	377,300	391,200				

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	89	244,000	291,700	339,000	377,700	391,400				
	90	244,500	292,100	339,400	378,200	391,600				
	91	244,900	292,400	339,900	378,600	391,800				
	92	245,400	292,800	340,300	379,000	391,900				
	93	245,700	293,000	340,500	379,300	392,100				
	94		293,200	340,900						
	95		293,500	341,400						
	96		293,900	341,800						
	97		294,100	342,000						
	98		294,400	342,400						
	99		294,800	342,800						
	100		295,200	343,100						
	101		295,400	343,400						
	102		295,700	343,800						
	103		296,100	344,200						
	104		296,400	344,600						
	105		296,600	345,100						
	106		296,900	345,500						
	107		297,300	345,900						
	108		297,600	346,300						
	109		297,800	346,800						
	110		298,200	347,200						
	111		298,600	347,500						
	112		298,900	347,800						
	113		299,100	348,300						
	114		299,300							
	115		299,600							
	116		300,000							
	117		300,200							
	118		300,400							
	119		300,700							
	120		301,000							
	121		301,400							
	122		301,600							
	123		301,900							
	124		302,200							
	125		302,500							
再任用職員		186,000	213,500	253,500	272,900	288,000	313,400	355,100	388,200	439,300

消防職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	169,400	184,700	208,900	241,300	288,000	315,200	343,400	378,000
	2	171,100	186,400	210,700	243,100	290,300	317,500	345,700	380,200
	3	172,800	188,100	212,600	244,700	292,600	319,700	348,000	382,400
	4	174,500	189,800	214,500	246,500	294,900	322,000	350,300	384,600
	5	176,000	191,400	216,300	248,200	296,700	324,300	352,300	386,700
	6	177,900	193,500	218,200	250,000	299,000	326,500	354,500	388,800
	7	179,700	195,600	220,200	251,600	301,300	328,800	356,700	390,900
	8	181,600	197,700	222,100	253,400	303,600	331,100	358,900	392,900
	9	183,100	199,700	224,100	254,900	305,600	333,100	360,900	394,700
	10	184,700	202,100	225,900	256,700	307,800	335,300	363,100	396,800
	11	186,300	204,400	227,500	258,400	310,100	337,600	365,200	398,900
	12	187,900	206,700	229,300	260,100	312,300	339,800	367,400	401,000
	13	189,500	208,700	231,200	261,600	314,200	341,900	369,600	402,700
	14	191,400	210,300	232,900	263,100	316,500	344,000	371,800	404,700
	15	193,300	212,000	234,800	264,500	318,800	346,200	374,000	406,800
	16	195,200	213,700	236,600	265,900	321,100	348,400	376,200	408,900
	17	197,200	215,400	237,800	267,000	323,100	350,400	377,700	410,700
	18	199,400	217,200	239,500	268,800	325,400	352,500	379,700	412,500
	19	201,600	219,100	241,100	270,400	327,500	354,400	381,700	414,000
	20	203,800	220,900	242,800	272,100	329,800	356,500	383,700	415,700
	21	205,900	222,500	244,200	273,500	331,900	358,800	385,400	417,200
	22	207,500	224,300	245,500	275,300	333,900	360,700	387,500	418,700
	23	209,200	225,900	246,900	276,900	336,000	362,900	389,600	420,300
	24	210,900	227,700	248,200	278,700	338,000	364,900	391,700	421,900
	25	212,600	229,400	249,300	280,400	340,000	366,700	393,300	422,900
	26	214,300	230,900	250,300	282,600	342,000	368,800	395,400	424,300
	27	216,100	232,600	251,500	284,500	344,100	370,700	397,300	426,000
	28	217,800	234,200	252,800	286,700	346,200	372,700	399,400	427,600
	29	219,600	235,500	253,900	288,700	348,300	374,800	400,900	428,900
	30	221,400	237,200	254,800	290,400	350,400	376,900	402,700	430,600
	31	223,000	239,000	255,900	292,300	352,300	378,900	404,300	432,300
	32	224,800	240,700	257,000	294,200	354,400	380,900	405,900	433,900
	33	226,500	241,800	257,700	296,000	356,200	382,600	407,800	435,400
	34	228,000	243,100	258,700	297,700	358,100	384,600	409,200	437,100
	35	229,700	244,300	259,800	299,500	360,100	386,800	410,700	438,700
	36	231,300	245,600	260,900	301,400	362,100	388,900	412,300	440,400
	37	232,700	246,700	261,800	303,000	364,000	390,200	413,500	441,700
	38	234,400	247,800	262,800	304,900	366,100	391,700	414,900	442,400
	39	236,200	249,000	263,800	306,700	368,100	393,200	416,300	443,100
	40	237,900	249,900	264,800	308,600	370,100	394,500	417,800	443,700
	41	239,200	251,100	266,000	310,500	372,100	396,100	419,400	444,200
	42	240,500	252,100	267,600	312,300	374,200	397,000	420,700	444,800
	43	241,900	253,300	268,900	314,200	376,200	398,000	422,000	445,500
	44	243,200	254,300	270,300	316,000	378,200	399,100	423,200	446,100
	45	244,400	255,400	271,500	317,900	379,500	400,100	424,300	446,800
	46	245,500	256,500	273,000	319,800	381,200	401,300	425,100	447,500
	47	246,700	257,500	274,600	321,600	382,900	402,500	425,900	448,100
	48	247,800	258,500	276,100	323,500	384,600	403,600	426,700	448,600
	49	248,600	259,200	277,800	325,000	386,200	404,800	427,300	449,000
	50	249,800	260,400	279,400	326,600	387,100	405,600	428,000	449,600
	51	251,200	261,600	280,900	328,300	388,200	406,400	428,800	450,100
52	252,500	262,800	282,600	329,800	389,300	407,100	429,500	450,600	

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	53	253,500	264,000	283,800	331,500	390,400	407,500	430,000	451,000
	54	254,800	265,400	285,600	333,200	391,600	408,200	430,600	451,500
	55	256,100	266,700	287,400	335,000	392,800	408,900	431,300	451,800
	56	257,500	268,100	289,100	336,800	394,000	409,500	431,900	452,000
	57	258,200	269,300	290,700	338,000	395,200	410,100	432,500	452,200
	58	259,400	270,500	292,500	339,700	396,000	410,600	433,200	452,400
	59	260,600	271,800	294,200	341,300	396,800	411,000	433,600	452,600
	60	261,800	273,300	296,000	343,000	397,600	411,300	434,200	452,800
	61	263,000	274,900	297,600	344,700	398,100	411,500	434,800	453,000
	62	264,400	276,400	299,300	346,300	398,800	411,700	435,000	
	63	265,700	277,900	301,000	348,000	399,500	411,900	435,200	
	64	267,100	279,500	302,800	349,600	400,200	412,100	435,400	
	65	268,300	280,700	304,200	351,200	400,500	412,300	436,000	
	66	269,500	282,100	305,800	352,800	401,100	412,500	436,200	
	67	270,800	283,600	307,500	354,300	401,600	412,700	436,400	
	68	272,100	285,100	309,100	356,000	402,300	412,900	436,600	
	69	273,100	286,700	310,800	357,000	402,700	413,100	436,800	
	70	274,400	288,200	312,300	358,300	403,300	413,300	437,000	
	71	275,700	289,800	313,700	359,600	403,800	413,500	437,200	
	72	277,100	291,400	315,200	361,000	404,300	413,700	437,400	
	73	278,300	292,800	316,200	362,400	404,800	414,000	437,600	
	74	279,700	294,100	317,800	363,500	405,300	414,300	437,900	
	75	281,100	295,500	319,400	365,000	405,800	414,500	438,200	
	76	282,500	297,000	321,100	366,300	406,300	414,700	438,400	
	77	283,700	298,200	322,900	367,600	406,800	415,100	438,600	
	78	284,900	299,500	324,600	368,800	407,200	415,300	438,800	
	79	286,100	301,000	326,300	369,900	407,800	415,500	439,000	
	80	287,300	302,500	327,900	371,100	408,200	415,700	439,100	
	81	288,500	304,000	329,400	372,400	408,800	416,000	439,200	
	82	289,800	305,400	331,100	373,600	409,400	416,200	439,400	
	83	291,100	306,600	332,800	374,800	409,900	416,400	439,600	
	84	292,400	308,000	334,500	376,000	410,500	416,600	439,700	
	85	293,500	309,300	335,800	377,100	411,100	416,800	439,800	
	86	294,700	310,800	337,300	377,600	411,400	417,000		
	87	295,900	312,100	338,800	378,200	411,700	417,200		
	88	297,100	313,600	340,200	378,800	412,000	417,300		
	89	298,200	315,100	341,700	379,300	412,300	417,400		
	90	299,400	316,600	342,700	379,900	412,500	417,600		
	91	300,600	318,000	344,100	380,500	412,700	417,800		
	92	301,800	319,500	345,600	381,100	412,900	417,900		
	93	302,700	320,700	347,000	381,400	413,100	418,000		
	94	304,000	322,100	348,500	381,900				
	95	305,200	323,400	350,000	382,500				
	96	306,500	324,800	351,500	383,000				
	97	307,500	325,800	352,800	383,300				
	98	308,700	327,200	354,000	383,800				
	99	309,800	328,400	355,100	384,400				
	100	311,000	329,800	356,300	384,900				
	101	312,000	331,100	357,400	385,300				
102	313,100	332,200	358,500	385,800					
103	314,200	333,500	359,500	386,400					
104	315,300	334,600	360,700	386,900					

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	105	316,200	335,800	361,800	387,200				
	106	316,900	336,800	362,400	387,700				
	107	317,600	337,700	363,000	388,100				
	108	318,300	338,800	363,600	388,300				
	109	318,900	340,000	364,100	388,500				
	110	319,600	341,000	364,600	388,800				
	111	320,300	341,800	365,200	389,000				
	112	321,000	342,800	365,700	389,300				
	113	321,800	343,800	366,200	389,500				
	114	322,600	344,600	366,700	389,800				
	115	323,400	345,500	367,300	390,100				
	116	324,200	346,500	367,800	390,400				
	117	324,800	347,600	368,200	390,700				
	118	325,600	348,100	368,700	391,000				
	119	326,400	348,700	369,300	391,300				
	120	327,200	349,300	369,800	391,600				
	121	327,900	349,800	370,000	391,900				
	122	328,400	350,200	370,500	392,200				
	123	328,900	350,700	371,000	392,500				
	124	329,400	351,100	371,400	392,800				
125	329,600	351,600	371,900	393,100					
126		352,000	372,400						
127		352,500	372,900						
128		352,800	373,400						
129		353,300	373,600						
130		353,800	374,100						
131		354,300	374,500						
132		354,700	375,000						
133		355,100	375,300						
134		355,500	375,800						
135		355,800	376,100						
136		356,300	376,400						
137		356,500	376,700						
138		356,800	377,100						
139		357,200	377,500						
140		357,700	378,000						
141		357,900	378,200						
142		358,300							
143		358,700							
144		359,100							
145		359,300							
再任用職員		239,000	250,800	251,100	286,300	302,900	316,900	340,700	375,600

医療職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円
	1	253,600	338,400	400,400	471,700
	2	256,100	341,400	403,300	474,000
	3	258,600	344,200	405,900	476,200
	4	261,100	347,100	408,600	478,500
	5	263,300	349,800	411,000	480,700
	6	267,100	352,800	413,300	482,900
	7	270,900	355,900	415,400	485,100
	8	274,700	358,700	417,300	487,300
	9	278,300	361,100	419,500	489,300
	10	282,300	363,700	422,200	491,400
	11	286,300	366,400	424,800	493,500
	12	290,300	369,200	427,500	495,600
	13	294,000	372,100	429,900	497,700
	14	298,000	375,600	432,400	499,800
	15	301,900	378,600	434,800	501,900
	16	305,700	382,200	437,300	504,000
	17	309,300	385,600	439,300	506,100
	18	312,800	388,300	441,700	508,100
	19	316,300	390,800	444,000	510,100
	20	319,800	393,400	446,400	512,100
	21	323,400	396,100	447,900	513,900
	22	327,100	398,300	450,300	515,700
	23	330,500	400,200	452,600	517,600
	24	333,800	401,800	454,900	519,500
	25	337,300	403,800	456,900	521,200
	26	339,800	406,100	459,200	523,000
	27	342,400	408,300	461,400	524,800
	28	344,700	410,600	463,700	526,600
	29	347,100	412,900	465,800	528,200
	30	348,900	415,000	468,100	530,000
	31	350,700	417,000	470,400	531,800
	32	352,700	419,100	472,600	533,600
	33	354,900	421,000	474,600	535,200
	34	357,200	422,800	476,700	537,000
	35	359,300	424,600	478,800	538,700
	36	361,600	426,600	480,900	540,500
	37	363,700	428,500	483,000	542,100
	38	366,100	430,500	484,800	543,700
	39	368,300	432,400	486,600	545,100
	40	370,300	434,400	488,400	546,700
	41	372,500	436,200	490,100	548,200
	42	373,500	438,000	491,900	549,600
	43	374,300	439,700	493,700	551,000
	44	375,000	441,500	495,500	552,300
	45	376,200	443,300	497,100	553,500
	46	377,600	445,100	498,800	554,500
	47	379,100	446,900	500,600	555,500
	48	380,600	448,600	502,400	556,500
	49	381,700	450,400	504,000	557,500
	50	382,700	452,100	505,300	558,400
	51	383,700	453,900	506,600	559,300
52	384,500	455,700	507,900	560,200	

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円
	53	385,400	457,600	508,900	561,000
	54	386,300	458,800	510,200	561,900
	55	387,000	460,000	511,500	562,800
	56	387,900	461,200	512,800	563,700
	57	388,600	462,400	513,800	564,600
	58	389,500	463,400	514,600	565,500
	59	390,300	464,400	515,400	566,400
	60	391,100	465,400	516,200	567,100
	61	391,600	466,200	517,100	568,000
	62	392,100	466,900	517,900	568,900
	63	392,500	467,600	518,800	569,800
	64	393,000	468,300	519,600	570,700
	65	393,300	469,000	520,500	571,600
	66		469,700	521,400	
	67		470,400	522,100	
	68		471,000	523,000	
	69		471,300	523,900	
	70		472,000	524,700	
	71		472,700	525,600	
	72		473,400	526,500	
	73		473,800	527,300	
	74		474,400	528,200	
	75		475,100	529,100	
	76		475,800	529,800	
	77		476,200	530,600	
	78		476,800	531,500	
79		477,400	532,400		
80		477,900	533,300		
81		478,500	534,100		
82		479,000	535,000		
83		479,500	535,900		
84		480,000	536,800		
85		480,400	537,600		
86		481,000	538,500		
87		481,400	539,400		
88		481,900	540,300		
89		482,400	541,100		
90		483,000			
91		483,600			
92		484,000			
93		484,500			
94		485,100			
95		485,700			
96		486,300			
97		486,800			
再任用職員		296,200	338,600	393,000	466,000

教育職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円
	1	161,700	177,500	253,600	291,400	406,100
	2	163,200	179,600	256,000	293,900	407,600
	3	164,700	181,700	258,400	296,700	409,100
	4	166,200	183,900	260,600	299,100	410,600
	5	167,900	185,800	263,100	301,400	412,000
	6	169,800	188,000	265,400	303,700	413,400
	7	171,600	190,200	267,500	305,900	414,900
	8	173,400	192,400	269,600	308,200	416,500
	9	175,100	194,600	271,600	310,600	417,900
	10	177,200	197,400	273,700	313,200	419,300
	11	179,200	200,100	275,800	315,800	420,700
	12	181,200	202,800	277,700	318,700	422,000
	13	183,100	205,600	279,900	321,000	423,300
	14	185,300	207,300	281,800	322,900	424,700
	15	187,500	209,000	283,600	324,800	426,100
	16	189,700	210,700	285,500	327,000	427,500
	17	191,900	212,400	287,100	329,100	428,700
	18	194,500	214,000	289,400	331,200	430,000
	19	197,000	215,700	291,600	333,400	431,200
	20	199,500	217,200	294,000	335,500	432,500
	21	201,900	218,900	296,100	337,400	433,600
	22	203,600	220,800	298,600	339,500	434,800
	23	205,300	222,500	300,800	341,700	436,100
	24	207,000	224,400	303,500	343,800	437,400
	25	208,400	226,100	305,700	345,800	438,700
	26	210,000	227,900	308,000	347,700	439,900
	27	211,700	229,900	310,400	349,700	440,900
	28	213,200	231,800	312,600	351,700	442,000
	29	214,600	233,600	314,800	353,600	443,300
	30	216,300	236,200	316,900	355,400	444,400
	31	217,800	238,900	318,900	357,100	445,600
	32	219,500	241,500	321,100	359,000	446,700
	33	221,100	243,900	323,000	360,500	447,900
	34	222,700	246,500	325,100	362,200	448,800
	35	224,500	249,000	327,300	363,900	449,700
	36	226,200	251,500	329,300	365,700	450,400
	37	227,700	253,800	331,400	367,600	451,200
	38	229,400	256,100	333,500	369,100	452,000
	39	231,200	258,500	335,700	370,600	452,800
	40	232,900	260,600	337,900	372,200	453,600
	41	234,400	263,100	339,800	373,400	454,500
	42	235,900	265,300	342,000	374,800	455,300
	43	237,400	267,400	344,100	376,200	456,100
	44	238,800	269,400	346,300	377,700	456,900
	45	240,200	271,500	348,100	379,200	457,800
	46	241,400	273,500	350,000	380,800	458,600
	47	242,600	275,600	352,100	382,400	459,400
	48	243,600	277,500	354,100	383,900	460,200
	49	244,900	279,400	355,800	385,200	461,100
	50	246,200	281,300	357,700	386,700	461,900
	51	247,300	283,100	359,500	388,200	462,700
52	248,600	285,000	361,400	389,600	463,500	

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円
	53	249,700	286,800	363,300	390,800	464,400
	54	250,700	289,200	365,000	392,100	465,200
	55	252,000	291,400	366,700	393,200	466,000
	56	253,000	293,900	368,300	394,300	466,800
	57	253,900	295,800	369,800	395,700	467,700
	58	254,900	298,200	371,300	396,900	
	59	255,900	300,400	372,800	398,100	
	60	257,000	303,000	374,200	399,400	
	61	258,300	305,300	375,200	400,600	
	62	259,600	307,600	376,600	401,600	
	63	260,900	310,000	378,000	403,000	
	64	262,100	312,300	379,300	404,300	
	65	263,200	314,300	380,600	405,500	
	66	264,600	316,500	381,900	406,600	
	67	266,000	318,600	383,100	407,800	
	68	267,600	320,800	384,400	408,900	
	69	269,000	323,000	385,700	409,900	
	70	270,300	325,100	386,800	410,900	
	71	271,600	327,300	388,100	411,900	
	72	273,000	329,300	389,300	412,900	
	73	273,800	331,400	390,700	413,900	
	74	275,200	333,500	391,700	414,600	
	75	276,600	335,700	392,800	415,300	
	76	277,800	337,900	393,800	416,000	
	77	279,200	339,600	394,700	416,700	
	78	280,400	341,500	395,700	417,400	
	79	281,600	343,400	396,800	418,100	
	80	282,800	345,200	397,900	418,800	
	81	283,900	347,000	398,600	419,600	
	82	285,100	348,800	399,500	420,300	
	83	286,300	350,400	400,400	421,000	
	84	287,500	352,200	401,300	421,700	
	85	288,600	353,500	402,100	422,300	
	86	289,700	355,100	403,000	422,800	
	87	290,800	356,600	403,800	423,400	
	88	292,000	358,100	404,600	424,100	
	89	293,200	359,500	405,200	424,800	
	90	294,300	360,800	405,900	425,400	
	91	295,500	362,200	406,600	426,100	
	92	296,700	363,600	407,300	426,600	
	93	297,400	365,000	407,900	427,000	
	94	298,400	366,300	408,700	427,600	
	95	299,500	367,600	409,400	428,200	
	96	300,700	368,800	410,200	428,800	
	97	301,700	369,800	410,900	429,200	
	98	302,800	370,800	411,700	429,800	
	99	303,800	371,800	412,500	430,400	
	100	304,900	372,800	413,300	431,000	
	101	305,700	373,700	413,900	431,400	
	102	306,800	374,700	414,600	432,000	
	103	307,900	375,700	415,300	432,600	
	104	308,900	376,700	416,000	433,200	

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円
	105	309,500	377,500	416,800	433,600	
	106	310,400	378,400	417,500	434,200	
	107	311,200	379,300	418,200	434,800	
	108	312,000	380,300	419,000	435,400	
	109	312,900	381,100	419,600	435,800	
	110	313,300	382,100	420,100	436,400	
	111	313,700	383,100	420,600	437,000	
	112	314,200	384,100	421,200	437,600	
	113	314,800	384,700	421,700	438,000	
	114	315,200	385,600	422,200	438,600	
	115	315,700	386,500	422,700	439,200	
	116	316,200	387,400	423,200	439,800	
	117	316,800	388,200	423,800	440,200	
	118	317,300	388,900	424,300	440,800	
	119	317,700	389,700	424,800	441,400	
	120	318,200	390,500	425,300	442,000	
	121	318,700	391,100	425,900	442,400	
	122	319,100	391,900	426,400		
	123	319,600	392,600	426,900		
	124	320,100	393,300	427,400		
	125	320,700	393,900	428,000		
	126	321,000	394,600	428,500		
	127	321,300	395,100	429,000		
	128	321,600	395,700	429,500		
	129	321,800	396,400	430,100		
	130	322,100	397,000	430,600		
	131	322,400	397,500	431,100		
	132	322,700	398,000	431,600		
	133	322,900	398,300	432,200		
	134	323,100	398,900	432,700		
	135	323,300	399,500	433,200		
	136	323,600	400,100	433,700		
	137	323,900	400,600	434,300		
	138	324,100	401,200			
	139	324,400	401,800			
140	324,700	402,400				
141	324,900	402,800				
142	325,100	403,400				
143	325,400	403,900				
144	325,600	404,500				
145	325,900	404,900				
146	326,100	405,500				
147	326,400	406,000				
148	326,700	406,600				
149	326,900	407,000				
150	327,100	407,500				
151	327,400	408,000				
152	327,700	408,500				
153	327,900	409,100				
154	328,200	409,600				
155	328,500	410,100				
156	328,800	410,600				

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円
	157	328,900	411,200			
	158	329,200	411,700			
	159	329,500	412,200			
	160	329,800	412,700			
	161	329,900	413,300			
	162	330,200	413,800			
	163	330,500	414,300			
	164	330,800	414,800			
	165	330,900	415,400			
	166		415,900			
	167		416,400			
	168		416,900			
	169		417,500			
	170		418,000			
	171		418,500			
	172		419,000			
	173		419,600			
	174		420,100			
	175		420,600			
	176		421,100			
	177		421,700			
	178		422,200			
	179		422,700			
	180		423,200			
	181		423,800			
	182		424,300			
	183		424,800			
	184		425,300			
	185		425,900			
再任用職員		233,400	270,500	296,000	323,800	404,600

学校事務職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員		円	円	円	円	円
以外の職員	1	148,100	194,900	228,300	261,000	286,400
	2	149,200	196,600	229,800	263,000	288,600
	3	150,400	198,200	231,300	264,800	290,900
	4	151,500	200,000	232,800	266,900	293,000
	5	152,600	201,600	234,200	268,600	294,900
	6	153,700	203,200	235,800	270,500	297,200
	7	154,800	205,000	237,300	272,500	299,500
	8	155,900	206,700	238,800	274,400	301,700
	9	157,000	208,100	240,300	276,400	303,800
	10	158,400	209,800	241,800	278,300	306,100
	11	159,700	211,600	243,300	280,300	308,300
	12	161,000	213,300	244,800	282,300	310,600
	13	162,100	214,400	246,200	284,000	312,700
	14	163,500	216,000	247,600	286,100	314,800
	15	164,900	217,600	249,000	288,100	317,000
	16	166,400	219,200	250,400	290,100	319,100
	17	167,400	220,700	251,900	292,100	321,100
	18	168,700	222,200	253,700	294,100	323,100
	19	170,000	223,800	255,400	296,200	325,200
	20	171,300	225,200	257,200	298,200	327,200
	21	172,500	226,600	258,700	300,200	329,100
	22	175,000	228,100	260,500	302,300	331,200
	23	177,400	229,700	262,200	304,300	333,100
	24	179,800	231,100	263,800	306,400	335,200
	25	182,100	232,500	265,700	308,100	336,800
	26	183,600	233,900	267,500	310,200	338,700
	27	185,200	235,300	269,200	312,300	340,700
	28	186,800	236,600	271,000	314,300	342,600
	29	188,100	237,600	272,400	316,200	344,300
	30	189,800	238,700	274,300	318,200	346,200
	31	191,600	239,800	276,200	320,200	348,100
	32	193,300	241,000	277,900	322,300	349,900
	33	194,800	242,300	279,600	323,800	351,700
	34	196,300	243,600	281,500	325,800	353,500
	35	197,600	244,800	283,300	327,800	355,300
	36	199,100	246,100	285,200	329,900	357,000
	37	200,400	246,900	286,800	331,800	358,400
	38	201,500	248,300	288,500	333,700	359,700
	39	202,800	249,700	290,300	335,700	361,100
	40	204,000	251,100	292,100	337,600	362,500
	41	205,100	252,400	293,700	339,400	363,800
	42	206,300	253,700	295,400	341,300	364,700
	43	207,600	255,000	297,000	343,100	365,800
	44	208,800	256,300	298,600	345,000	366,900

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員		円	円	円	円	円
以外の職員	45	209,700	257,200	300,300	346,500	367,700
	46	210,800	258,500	302,000	347,900	368,600
	47	212,000	259,900	303,600	349,400	369,500
	48	213,100	261,200	305,300	350,900	370,400
	49	214,000	262,500	306,400	352,500	371,300
	50	214,900	263,600	307,900	353,300	372,100
	51	215,900	264,900	309,500	354,500	372,900
	52	216,800	266,200	311,100	355,500	373,700
	53	217,700	267,200	312,700	356,400	374,400
	54	218,500	268,300	314,300	357,500	375,100
	55	219,400	269,600	315,900	358,400	375,800
	56	220,200	270,900	317,400	359,500	376,500
	57	220,900	271,900	318,800	360,400	377,000
	58	221,700	272,900	320,000	361,100	377,600
	59	222,500	273,900	321,200	361,800	378,200
	60	223,400	275,000	322,400	362,500	378,900
	61	223,800	276,200	323,100	362,900	379,300
	62	224,700	277,200	324,000	363,500	380,000
	63	225,600	278,100	324,800	364,200	380,600
	64	226,500	279,100	325,600	364,900	381,200
	65	227,200	279,800	326,500	365,200	381,600
	66	228,100	280,700	326,900	365,900	382,200
	67	229,000	281,500	327,600	366,600	382,800
	68	230,100	282,400	328,400	367,300	383,400
	69	230,700	283,400	329,200	367,600	383,800
	70	231,400	284,200	329,900	368,200	384,300
	71	232,000	285,000	330,600	368,900	384,800
	72	232,700	285,800	331,300	369,500	385,400
	73	233,400	286,500	331,800	369,800	385,900
	74	234,000	287,000	332,400	370,400	386,500
	75	234,600	287,400	332,900	371,100	387,100
	76	235,200	287,900	333,500	371,700	387,700
	77	235,600	288,100	333,800	372,100	388,200
	78	236,400	288,400	334,300	372,600	388,600
	79	237,200	288,600	334,700	373,200	389,000
	80	237,900	289,000	335,200	373,700	389,400
	81	238,600	289,200	335,600	374,200	389,700
	82	239,300	289,400	336,100	374,800	390,000
	83	240,000	289,800	336,600	375,300	390,300
	84	240,700	290,100	337,100	375,600	390,500
	85	241,300	290,400	337,400	376,000	390,700
	86	242,000	290,700	337,800	376,500	390,900
	87	242,700	291,000	338,300	376,900	391,100
	88	243,400	291,400	338,700	377,300	391,200

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員		円	円	円	円	円
以外の職員	89	244,000	291,700	339,000	377,700	391,400
	90	244,500	292,100	339,400	378,200	391,600
	91	244,900	292,400	339,900	378,600	391,800
	92	245,400	292,800	340,300	379,000	391,900
	93	245,700	293,000	340,500	379,300	392,100
	94		293,200	340,900		
	95		293,500	341,400		
	96		293,900	341,800		
	97		294,100	342,000		
	98		294,400	342,400		
	99		294,800	342,800		
	100		295,200	343,100		
	101		295,400	343,400		
	102		295,700	343,800		
	103		296,100	344,200		
	104		296,400	344,600		
	105		296,600	345,100		
	106		296,900	345,500		
	107		297,300	345,900		
	108		297,600	346,300		
	109		297,800	346,800		
	110		298,200	347,200		
	111		298,600	347,500		
	112		298,900	347,800		
	113		299,100	348,300		
	114		299,300			
	115		299,600			
	116		300,000			
	117		300,200			
	118		300,400			
	119		300,700			
	120		301,000			
	121		301,400			
	122		301,600			
	123		301,900			
	124		302,200			
	125		302,500			
再任用職員		186,000	213,500	253,500	272,900	288,000

特定任期付職員給料表

号給	給料月額
	円
1	376,000
2	424,000
3	477,000
4	543,000
5	620,000

※ 各給料表の備考は現行どおりとする。

別紙第3

人事行政に関する報告

近年、我が国では、高齢化の急速な進行等による社会保障費の増大、新型コロナウイルス感染症の拡大、激甚化する自然災害への対応、人口減少に立ち向かう地方創生の取組等、社会経済情勢に大きな変化が生じており、地方自治体においては、将来にわたり安定した自治体運営のための施策を展開していくことが求められている。

本市では令和2年3月に「未来へつなぐ さがみはらプラン～相模原市総合計画～」を策定し、「潤いと活力に満ち 笑顔と希望があふれるまちさがみはら」を将来像に掲げ、その実現に向けて施策を推進しているところである。

このような中で、全ての市民が安全に安心して暮らせる持続可能な社会を次世代に引き継いでいくため、職員一人ひとりがそれぞれの能力を最大限に引き出しながら職務に専念できるよう、より働きやすい環境を整備していくことが重要である。

これらのことを踏まえ、本委員会は、人事行政に関して次のとおり報告する。

1 人材の確保等

(1) 人材の確保

新型コロナウイルス感染症の拡大による経済活動への影響はいまだにあるものの、民間企業における採用意欲は回復の兆しを見せている。就職活動者においても、就業意識の多様化や職場環境への関心が高まっているほか、就職先を決めるにあたり民間企業や自治体の魅力、財政基盤、将来性等を重視する傾向にあり、民間企業や国、自治体間での人材獲得の競争が激しさを増している。また、全国的に若年層人口

の減少が見込まれている状況下で、本市においても困難な行政課題に対応できる能力を有する多様で有為な人材を、計画的かつ安定的に確保することは大変重要な課題である。

特に、近年において、行政需要が高まっている技術、保健福祉や申込者が減少傾向にある教員等の職については、安定的に人材を確保するため、より多角的なアプローチを適切に実施する必要がある。

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、採用説明会や試験のオンライン化（対面との併用型も含む。）が進んでいるが、この取組は感染拡大防止になるとともに、遠方在住者や既に就職している者の参加も容易にし、受験者層拡大にもつながっている。今後も本市へ興味関心を抱いた人が受験しやすくする取組をより充実させていくことが求められる。

また、就職氷河期世代支援として、令和2年度から3年間で正規雇用者数30万人増加を目標に採用活動が実施されてきたが、政府は令和5年度からの2年間で「第二ステージ」と位置づけ、今後も採用の推進を継続することとされた。本市の受験者数を見ても、就職氷河期世代支援の期待は高く、令和5年度以降の採用についても前向きに進めていく必要がある。

併せて、本市における令和3年度の障害者雇用については、法定雇用率を満たしておらず、更なる雇用を促進する必要がある。また、任命権者それぞれで策定した「障害者活躍推進計画」に掲げた内容を着実に実施し、障害のある職員が自身の有する能力を最大限発揮できるよう、より積極的な働きやすい環境づくりに努められたい。

（2）人材の育成・活用

本市においては、採用年齢上限の引上げや就職氷河期世代・社会人経験者を対象とした多様な経験や能力を有する職員の採用が進んでいる。なお、若手職員の増加傾向は今後も続くことが見込まれる一方、

令和5年度から定年年齢を60歳から65歳まで2年に1歳ずつ段階的に引き上げることにより、今後ますます働く年齢層が拡大していくことが予想される。引き続き「相模原市人材育成基本方針」に基づき、研修担当、人事担当、管理監督者、そして若手から高齢期の職員一人ひとりがそれぞれの役割を十分に認識し、安定的な組織運営のため、職員の有する能力を活かせるよう、組織全体として有為な人材の育成、活用を推進していくことが重要である。また、令和4年度から新たに実施する主査級昇任試験については、受験対象となる中堅職員のモチベーションの向上、経験や成長機会の確保等が期待される。

研修制度については、eラーニング（インターネット学習）等のオンライン研修を増やすことにより、時間や場所の制約を受けない、受講しやすい環境を構築していくなど、より効果的かつ効率的な人材育成を図ることが重要である。

任命権者においては、在級3年以上の主任、主査及び副主幹を対象に特定の分野への配属を前提とした「専任職制度」を実施するなど、様々な経験や能力を有する職員を適材適所に配置し、組織力の向上に努めているところである。今後も、本制度の運用状況及び効果を十分に検証しつつ、職員の適性や能力を最大限に発揮できる配属を進め、公務能率の向上を図られたい。

2 働き方改革と勤務環境の整備

(1) ワーク・ライフ・マネジメントの実現

任命権者においては、それぞれ方針を策定して、時間外勤務時間の縮減やワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいるところであるが、時間外勤務時間の縮減については、いまだに課題がある。とりわけ職員の健康面への影響が心配されるところであり、引き続き長時間労働の是正に向け、仕事量に見合った職員の配置や業務の削減、効率化等、組織全体で時間外勤務時間の縮減に取り組むことが重要であ

る。

また、学校現場においても、「学校現場における業務改善に向けた取組方針」に基づき、スクール・サポート・スタッフをはじめとする外部の人材の参画や部活動における活動時間の見直しを図るなど、学校現場の負担軽減に向けた取組を進めているところであるが、働き方改革を進める上では、定数の充足と必要な代替人員の確保が前提となる。引き続き教員が児童・生徒と向き合う時間を十分に確保できるよう、実行性のある取組を着実に進めることが必要である。

近年の働き方改革や新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に勤務時間の割振り変更（時差出勤）やICT（情報通信技術）を活用したテレワーク等の柔軟な働き方が広がっている。任命権者においては、サテライトオフィスや在宅勤務、令和3年度には出張先等で業務を遂行するモバイルワークを導入し、テレワーク環境の拡充を図ってきたところである。引き続き業務の性質や市民サービスの維持の観点を踏まえ、テレワークを行う職員に対する適正な勤怠管理の在り方や環境整備等の課題について検証するとともに、国のフレックスタイム制の柔軟化の動向等も注視しながら、更なる勤務時間制度の柔軟化についても、検討を進めることが必要である。

妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために、国においては、様々な措置が講じられており、本年5月には育児休業の取得回数制限を緩和するため、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が公布された。本市においても、条例が整備されたところであり、これを契機として、より多くの男性職員の育児休業取得促進を図りたい。特に代替の確保が難しい教員や専門職においても、職員がためらうことなく、育児等の休暇を取得することができるような取組を進めていくことが重要である。

多様で柔軟な働き方を推進するためには、職員一人ひとりがライフステージやライフスタイルに合わせて、仕事（ワーク）と生活（ライ

フ)、双方の充実を自ら積極的にマネジメントしていく意識を持つことが重要であり、また、職員が自らの働き方を主体的に選択することができるよう勤務環境の整備や職場風土の醸成に向けた取組を検討されたい。

(2) メンタルヘルス対策

メンタルヘルス不調は精神面のみならず身体面にも悪影響を及ぼし、心身の不調から本来持つ業務遂行能力が十分に発揮できず、労働生産性の低下を招く恐れがある。本市においても、様々なメンタルヘルス対策を進めているが、依然としてメンタル疾患による休職者は少なくない。任命権者においては、より一層相談体制の充実を図るなど、メンタルヘルス不調の未然防止、早期発見、復調に向けたきめ細やかな支援、再発防止の取組を強化されたい。

教員においては、児童・生徒、保護者、地域住民等との対人関係や様々な教育課題への対応に加え、学校現場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策等、心理的・身体的・社会的ストレスが非常に多いことから、教員のメンタルヘルスに対してより一層配慮し、「教職員の心の健康づくり計画」に沿い、教員が心身ともに健康を保てるような取組を継続していくことが重要である。

また、職員自身においては、ストレスやメンタルヘルスに関する正しい知識を身につけ、自らの心身の状態に常に注意を払い、対処するなど、セルフケアの強化を図ることが重要である。職場全体としても、メンタルヘルスに対する理解を深め、職場環境の把握と改善、相談体制や職場復帰における支援等を充実させる取組が必要である。

管理監督者においては、日頃から職員との積極的なコミュニケーションを図り、部下の心身の健康状態に気を配るとともに、職場環境の改善に努め、適切なマネジメントによるメンタルヘルス不調の防止と改善につなげることが必要である。

(3) ハラスメントの根絶

職場におけるハラスメントは、職員個人の人格や尊厳を侵害するばかりでなく、職場環境を悪化させ、円滑な公務運営の妨げとなるものであり、組織全体でその防止に取り組む必要がある。

令和2年11月からハラスメント外部相談窓口の開設により相談体制が充実し、また、「ハラスメント防止ハンドブック」や「相模原市懲戒処分の指針」への明記、「コンプライアンス通信」の定期的な配信等により、ハラスメントに対する一人ひとりの意識が向上しているところであるが、パワー・ハラスメントを理由とする事案が依然として発生していることは誠に遺憾である。

任命権者においては、今後も研修や「コンプライアンス通信」等によるハラスメントに関する啓発に努め、ハラスメントのない職場環境づくりを継続的に取り組むことが重要である。また、職員が安心して相談できるよう相談の流れ等の周知を図るとともに、相談を受ける者が適切に対応できるよう専門的なスキルや経験のある職員を配置するなど、ハラスメント事案の迅速・適切な解決に向けた相談体制を整備し、ハラスメントの根絶へ向けた効果的な取組を進めることが重要である。

3 公務員を巡る諸課題

(1) 公務員倫理の確保

本委員会では、公務員倫理の確保について繰り返し言及してきたところであるが、依然として職員による不祥事が発生している状況にある。任命権者においては、コンプライアンスに関する意識の啓発や内部統制制度の着実な運用を図るなど、各種取組を推進しているところであるが、こうした取組を継続して行い、内部統制体制を更に充実させ、不適切な事務処理が発生する要因を的確に把握し、事前に対策を講ずるなど、事務の執行体制を整えていくことが重要である。

また、多様化・複雑化する行政課題に的確に対応し、質の高い行政サービスを維持していくためには、管理監督者の果たすべき役割はとりわけ大きくなる。管理監督者は、常に業務全体を俯瞰してリーダーシップを発揮し、職場内において円滑にコミュニケーションを取り、積極的に職場環境の改善を図るなど、自らが職員の模範となるように努めるべきである。

職員は、不祥事や職務上のミスが市政に対する市民の信頼を失墜させ、市政運営に大きく影響するものであることを改めて認識するとともに、職員一人ひとりが全体の奉仕者として職務に精励し、勤務時間外においても法令遵守意識と高い倫理観を持って行動することが重要である。

(2) 高齢期の雇用の在り方

地方公務員法の改正により、令和5年4月から国家公務員と同様に定年年齢を60歳から65歳まで2年に1歳ずつ段階的に引き上げるほか、管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）、定年前再任用短時間勤務制、60歳以後の任用・給与・退職手当に関する情報提供と勤務の意思確認制度等の新たな制度を盛り込んだ条例が整備されたところである。

任命権者においては、新たな制度を適切に実施するため、任用や給与の処遇等の制度運用に向けて体制の構築を図るとともに、高齢期の職員が培ってきた豊富な経験や知識について、積極的に活用できる環境を整備し、組織全体の活力を維持・向上することができるよう努められたい。

また、今後、国においては、定年年齢の段階的引上げが完成するまでに60歳前後の給与水準が連続的なものとなるよう、所要の措置を講ずることとされていることから、その動向を注視し、本市の状況を踏まえながら、検討を進めていくことが必要である。